

美郷町国民健康保険からのお知らせ

町では健康増進や生活習慣病の予防、医療費の適正化を目的として、健診の実施や人間ドック受診者に対する助成、保健センターにセルフチェックコーナーを設置するなど、さまざまな保健事業を実施しています。平成27年度には、健診や医療のデータを分析し、効

果的な保健事業を実施するためデータヘルス計画を策定しました。今回、データヘルス計画の評価を行い、平成26年度と平成27年度でどのような変化があったのか内容についてお知らせします。

特定健診受診率・特定保健指導実施率

	平成26年度	平成27年度
特定健康診査受診率	61.4%	60.7%
特定保健指導実施率	35.2%	47.7%

特定健康診査…40歳以上の国保加入者が受診する健診
特定保健指導…生活習慣病になるリスクが高く、生活習慣の改善により病気の予防が期待できる方への指導

特定健診受診者のうち メタボリックシンドローム該当率

	平成26年度	平成27年度
男性	27.8%	31.0%
女性	13.1%	11.7%

特定健診受診者と未受診者の 生活習慣病医療費の違い【平成27年度】

健診受診者	1人当たり 5,938円/月
健診未受診者	1人当たり 8,479円/月

※国保データベースシステムより

特定健診受診者と未受診者の生活習慣病医療費を比較すると、1ヶ月間で2,541円の差があります。年間では、その差は30,492円。特定健診を受診する・しないで、医療費に大きな差が出るのが分かります。

特 定健康診査(特定健診)・特定保健指導の実施率向上に取り組んだ結果、特定保健指導実施率は大きく向上しましたが、特定健診の受診率はやや落ち込みました。

平成27年度の特定健診受診率は60.7%で、県内3位の受診率です。また、特定保健指導実施率は47.7%でこちらも県内3位であり、健康意識は高いと考えられます。引き続きセルフケア推進へのご協力をお願いします。

※特定健診は、早朝総合健診、契約医療機関で受診できます。また、人間ドックを受診することで、特定健診に代えることもできます。

メ タボリックシンドローム(メタボ)とは、腹囲が基準以上(男性85cm、女性90cm)で、高脂血症・高血糖・高血圧などが複合した状態のことです。メタボを放置すると、動脈硬化、脳卒中や心臓病など重大な病気につながる可能性が高まります。

平成26年度と平成27年度の特定健診受診者を比較すると、男性ではメタボ該当者が27.8%から31.0%に増加しました。一方、女性はメタボ該当者が13.1%から11.7%に減少しました。

美郷町は、平成24年度県内メタボ該当率ワースト1位でしたが、平成27年度はワースト4位と少しずつ改善してきています。この現状を後退させないよう、健康長寿に努めましょう。

**特定健診は自分の健康と向き合う良い機会です。
健康長寿を実現するために、特定健診を受診しましょう!**

健康診断の受診で金利が優遇されます!

美郷町と株式会社北都銀行との提携により、「美郷町セルフケア推進者」として認定された方に、定期積立預金や各種ローンで金利の優遇を受けられる制度ができました。美郷町民で、次のいずれかに該当する方を認定します。

申請年度中に満40歳以上になる方

- ①人間ドックを受けた方
- ②特定健診と二つ以上のがん検診を受診した方

申請年度において満40歳未満の方

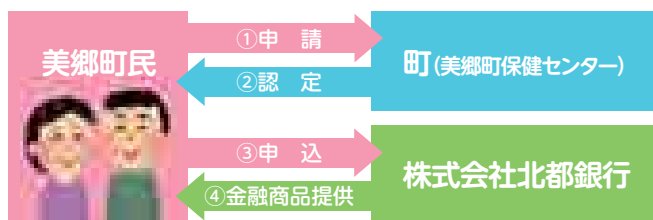
- ①人間ドックまたは健診を受けた方
 - ②二つ以上のがん検診を受診した方
 - ③健康づくりの意識度の高い方
- ※認定に関することは、美郷町保健センターにお問い合わせください。
- ※金利等については、北都銀行六郷支店 (☎0187-84-0435) へお問い合わせください。

金融商品名 美郷町健康応援プラン

定期積立預金	店頭表示利率に0.2%上乘せします。
各種ローン	学資、マイカー、リフォーム、フリーの各プランの通常利率より0.2%~1.0%金利を下げます。

取扱店 ●株式会社北都銀行六郷支店、
北都銀行大曲プラザ支店(イオンモール大曲内)
対象要件 ●「美郷町セルフケア推進者」に認定されている方

■「美郷町セルフケア推進者」の認定の流れ



問●町福祉保健課 医療保険班 ☎0187(84)4907、美郷町保健センター ☎0187(84)4900

国民健康保険への届け出は速やかに!

国民健康保険に「加入するとき」や「脱退するとき」には届け出が必要です。次の必要書類を持参して、下記窓口で手続きしてください。

● 必要書類 ●

国民健康保険に加入するとき

- ・ 社会保険資格喪失証明書 (職場等から発行されます)
- ・ 加入する方の個人番号が分かる書類 (通知カード等)
- ・ 手続きに来る方の身分証明書 (運転免許証等)
- ・ 認印

国民健康保険を脱退するとき

- ・ 職場から交付された健康保険証 (加入した方全員分、コピー可)
- ・ 国民健康保険被保険者証
- ・ 脱退する方の個人番号が分かる書類 (通知カード等)
- ・ 手続きに来る方の身分証明書 (運転免許証等)
- ・ 認印

加入の届け出が遅れると

- ・ 被保険者証がないため、その間の医療費を全額自己負担しなければなりません。
- ・ 加入資格が発生した時点まで、保険税をさかのぼって納めなければなりません。

脱退の届け出が遅れると

- ・ 職場の社会保険等に加入するなどして国民健康保険の資格が無くなった後で、国民健康保険の被保険者証を使用した場合は、負担した医療費を返していただくことになります。
- ※お手元に職場の健康保険証がまだ届いていなくても、職場の保険に加入した時点で、国民健康保険の被保険者証は使用できなくなります。
- ※職場の健康保険証が届く前に受診する際は、国民健康保険の被保険者証を使用せず、職場の健康保険の手続き中である旨を医療機関等に申し出てください。

問●町福祉保健課 医療保険班 ☎0187(84)4907